

新型コロナウイルス感染症対策
(一般財団法人佐賀陸上競技協会主催大会)
《第1版/2020年10月24日改訂》

※赤文字は改訂版で追加・修正した部分になります。

1 会場への入場を認める者(観客以外)

- (1) 佐賀陸上競技協会(以下「佐賀陸協」という)の関係者(大会役員、審判員、補助員等)
- (2) 陸上競技大会(以下「大会」という)の参加者(選手、指導者、引率者、所属団体の部員等)
- (3) 大会の来賓など
- (4) その他、佐賀陸協から入場を認められた者(報道関係者、参加校の写真部員など)

※ 入場の際には、それぞれ下記の「体調に関するチェック票」の提出を求めるものとする。

- ・個人提出用(様式1)…大会役員、個人選手、報道関係者など
- ・団体提出用(様式2)…学校、クラブチーム等の団体所属者(顧問、指導者等を含む)
- ・審判員用(様式3)…競技審判員など

※ 入場を認められた者には、項目5以降の感染症対策項目について遵守を呼びかける。

2 観客の入場及び応援について

- (1) 陸上競技は観客のコントロールが難しい競技であるため、感染症対策の観点から、当面の間 無観客試合とし、応援者等の入場自粛を呼びかけるものとする。

※ 送迎や荷物運搬など、やむを得ず会場内に入場する場合は、項目5以降の感染症対策について遵守を呼びかける。

3 会場への入場を認められない者

以下の事項に該当する者は会場への入場を認めない。

- (1) 「体調に関するチェック票(様式1～3)」において体調の異常が認められた者
- (2) 会場への入場後に、感染症状又はその疑いのある症状が出た者及びその濃厚接触者
- (3) 過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある者
- (4) **過去21日以内にPCR検査もしくは抗原検査で陽性反応があった者**

4 大会に参加する者及び参加団体責任者等の配慮事項

大会に参加する者は、大会前及び大会後において、以下の事項に配慮するよう呼びかける。

- (1) 大会1週間前から「体調管理チェックシート(大会前管理用:様式4)」を記入し、普段から自らの体調を把握しておくこと。
- (2) 以下の事項に該当する場合は、自主的に参加を見合わせること。
 - ・ 体調がよくない場合(例:発熱・咳・咽頭痛などの症状がある場合)
 - ・ 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合
 - ・ 過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等へ

の渡航又は 当該在住者との濃厚接触がある場合

・ 過去 21 日以内に PCR 検査もしくは抗原検査で陽性反応があった場合

- (3) マスク着用、手洗い、洗顔を徹底する。
- (4) 3密回避行動を心掛ける。
- (5) 参加団体の責任者(指導者、顧問等)は、「体調管理チェックシート(大会前管理用:様式4)」を活用する等して、選手や部員等の体調把握に努めること。
※「体調管理チェックシート」を責任者に提出する場合は、提出するデータをコピーまたは写真に撮り、自身でも保管すること。
- (6) 大会終了後は、「体調管理チェックシート(大会後個人管理用:様式5)」を記入し、引き続き体調の把握に努めるとともに、感染等が認められた場合は大会主催者に速やかに報告すること。
- (7) 「体調管理チェックシート(様式4及び様式5)」は、大会終了後、少なくとも1ヶ月以上保存しておくこと。

5 感染防止について

- (1) 感染防止のために遵守すべき事項を整理し、適切な場所に掲示する。
- (2) 会場入場者には、極力、マスクの着用を要請する(熱中症対策の観点から、競技中の選手や屋外での審判員及び補助員等は除く)。
- (3) こまめな手洗いを呼びかけ、手洗い場には可能な限り液体石鹸等を用意し、アルコール消毒液を必要個所に設置する。
- (4) 参加者にマイタオルを準備させ、マイタオルの使用を徹底させる。
- (5) 審判員控室を始め、参加団体の控え場所(屯所)にテント等を用いる場合は、室内の換気を徹底させる。常時開放ができない場合は一定時間ごとの一斉換気を実施させる。
- (6) 更衣室、休憩・待機スペースについては、諸室等を活用し、ゆとりを持たせて密になることを避ける。ゆとりを持たせることが難しい場合は、一度に入室する選手の数を制限する等の措置を検討する。
- (7) 素手の「握手」「ハイタッチ」「肩を組む」など、競技以外の身体接触を控えさせる。
また、ミーティング等も短時間で行い、密にならないよう周知する。
- (8) 声を出しての応援、集団での応援は控えさせる。
- (9) 他チーム(他校)の参加者との必要以上の接触は控えさせる。
- (10) 会場内のゴミの持ち帰りを徹底させる。
- (11) 会場等で急に風邪症状の者が出た場合は、当該所属団体関係者が保護者又は団体代表者等に連絡し帰宅させる。その場合、他の部員等への健康観察を徹底させる。
- (12) 気温・湿度が高くなる時期であることを踏まえ、熱中症対策を講じるとともに、注意喚起を行う。
- (13) 新型コロナウイルス接触確認アプリ(COCONA)等の積極的な活用を呼びかける。

《参照》厚生労働省ホームページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/cocoa_00138.html

6 大会前に所属団体内で感染が判明した場合

- (1) 所属団体の臨時休業等の措置が取られている間は、当該団体は大会に参加できない。

7 大会開催期間中に感染が判明した場合

- (1) 大会開催期間中に感染が判明した場合は、競技を即時中止する。
- (2) 大会参加者が保健福祉事務所などの聞き取り等に協力し、その指示に従うとともに、感染拡大防止に努めるよう指導する。

8 大会主催者の免責事項

- (1) 大会主催者は競技会に関わる全ての人の感染に対するいかなる責任を負わない。